

地域における権利擁護の支援体制に係る ワーキング・グループ（WG2）の議論を 踏まえた論点整理

論点整理①－1

権利擁護支援における市町村の役割

成年後見制度の見直しにより、本人に必要な事項について権限を付与する制度になることや、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することができる制度になること等を踏まえ、地域において、本人のニーズに対応した権利擁護支援を行うための支援体制を整備することが重要である。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(社会福祉法の改正を踏まえた市町村の役割)

- 社会福祉法の改正を踏まえた地域の権利擁護支援における市町村の役割(2-1-1)
- 中核機関未設置市町村においても適切な権利擁護支援を行うために必要な対応(2-1-2)

(地域連携ネットワークの役割)

- 第二期基本計画において整理した地域連携ネットワークの3つの機能の再整理(例えば、以下のような観点も踏まえて考え方を整理してはどうか)(2-1-3)
 - ・第二期基本計画までの取組からの継続性・一体性が重要であること
 - ・民法等改正法の施行後は制度利用終了後に相談支援に戻るという循環性等を考慮する必要があること
 - ・成年後見制度の利用場面に限らず、権利擁護支援全体としての位置付けが必要なものであること
- 「「必要性」の消滅による終了」を実現するための地域の受け皿の整備(2-1-4)
- 成年後見制度のみならず、多様な権利擁護支援策をつなぐコーディネート機能の在り方(2-1-5)
- 相談支援、アセスメント、支援方針の検討、チーム形成支援及びモニタリング等を一体的に実施するための対応(2-1-6)
- 特に中山間地域等の小規模市町村において、人材が不足している中であっても必要な機能を発揮するための対応(2-1-7)
- 後見人等が実質的に担っていた生活支援、意思決定支援その他法的権限を伴わない支援を、制度利用終了後も地域において継続するための対応(2-1-8)
- 協議会を実質的に機能させるための方策(2-1-9)
- 支援者側だけでなく、本人も支援プロセスを理解できるような対応(2-1-10)

論点整理①－２

（地域連携ネットワークにおける地域権利擁護相談支援センターの位置付け）

- 都道府県、市町村、地域権利擁護相談支援センター（広域設置の場合を含む）が地域連携ネットワークの中で果たすべき役割分担の明確化（2-1-11）
- 地域権利擁護相談支援センターが権利擁護支援の全てを担うわけではなく、一次相談窓口との役割分担などを行いながら地域連携ネットワーク全体で権利擁護支援を行っていくことが重要であること、本人を中心とした支援が行われるよう、センターが中心となり様々な機関・会議体をつなげて包括的な支援を行うことが重要であること等の理解の浸透（2-1-12）
- 個別の支援調整を行いながら地域資源を充実させるなどの役割（2-1-13）

（地域権利擁護相談支援センターの設置促進）

- 中核機関未設置の市町村が抱える不安や実務上の課題、民法等改正法による実務への影響を踏まえた、都道府県による市町村支援機能の強化等の設置促進策（2-1-14）
- 単独設置が困難な地域における広域設置の在り方（2-1-15）

（地域権利擁護相談支援センターの機能発揮）

- 地域権利擁護相談支援センターにおいて、本人のニーズに対応した支援が行われるよう、民間事業者を含めた地域全体の支援主体を把握し、支援内容や役割を整理した上で関係機関をつなげるなどのハブ機能を担うための対応（2-1-16）
- 行政担当者等に対する相談窓口の設置や、事務の合理化策の検討など、担当者を支援する方策の在り方（2-1-17）
- 当事者の参画・協働等による地域権利擁護相談支援センターの意思決定支援機能の向上の在り方（2-1-18）
- 地域権利擁護相談支援センターの機能発揮に資するような評価の在り方（2-1-19）

論点整理②

地域の実情に応じた多様な主体との連携強化

地域連携ネットワークづくりに当たっては、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るといった観点から、地域の実情に応じて、多様な主体との更なる連携を図っていくことが重要であり、市町村においては、地域権利擁護相談支援センターを中心として、多様な主体との連携を図りながら、本人の支援ニーズに対応した支援を行うための地域連携ネットワークづくりを引き続き推進することが重要である。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(家庭裁判所との連携)

- 家庭裁判所と市町村・地域権利擁護相談支援センターとの相互理解を促進するための取組(2-2-1)
- 家庭裁判所、専門職団体及び法人後見実施団体等との具体的な情報共有等の在り方(2-2-2)
- 家庭裁判所と市町村・地域権利擁護相談支援センターの双方が必要としている情報を具体的な場面を想定して整理するなど、各地域における具体的な連携の在り方(2-2-3)
- 民法等改正法の施行後における家庭裁判所と市町村・地域権利擁護相談支援センターとの連携の在り方に関する周知・広報の取組み(2-2-4)

(金融機関との連携)

- 民法等改正法の施行後において本人が必要な支援を受けながら金融取引ができるようになるための、改正内容等に関する金融機関の理解促進(2-2-5)
- 地域における見守り体制構築のための金融機関との連携の在り方(2-2-6)

(消費者行政)

- 消費者被害の防止や権利侵害からの回復支援のための消費者行政との連携の在り方(2-2-7)

(その他)

- 身寄りのない高齢者等への支援を行うための、医療機関や施設等を含めた関係機関との連携の在り方(2-2-8)
- 医療機関や施設等に対し既存のガイドライン等の内容を浸透させるための周知・広報の取組み(2-2-9)

論点整理③

総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度の見直しにより、本人に必要な事項について権限を付与する制度になることや、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することができる制度になること等を踏まえ、本人の状況やニーズに応じた適切な支援が選択されるよう、成年後見制度以外の支援策も含めた総合的な権利擁護支援策を整備することが重要である。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(必要な権利擁護支援につながる体制の在り方)

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークや身寄りのない高齢者等への支援体制の整備のために必要な対応(2-3-1)
- 身寄りのない高齢者等を含めた権利擁護支援が必要な方に、適切な支援が行われるための、国、都道府県、市町村、地域権利擁護相談支援センター、一次相談窓口それぞれの役割(2-3-2)

(福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業)

- 地域の権利擁護支援策における福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の位置付け(2-3-3)
- 民法等改正法の施行を見据えた、補助の制度と福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の関係性の整理(2-3-4)
- 補助の制度と福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を始めとした各種支援策の役割分担(2-3-5)
- 補助の制度の利用終了後を見据えた、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を含めた地域における権利擁護支援策の整備(2-3-6)
- 補助の制度や福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の具体的な利用場面等の理解の浸透のための取組み(2-3-7)

(その他の支援策)

- 本人の意向を尊重した金融取引及びトラブル防止の在り方(2-3-8)
- 民法等改正法の施行後における、本人の自己決定の尊重や本人保護の観点での新たな金融取引の在り方(2-3-9)
- 消費者被害の防止や権利侵害からの回復支援のための消費者行政との連携の在り方(2-3-10)
- あらかじめ備えるという観点からの任意後見制度の積極的な利用促進(2-3-11)

論点整理④

本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。このような意思決定支援の重要性を踏まえ、意思決定支援の理解促進及び生活支援サービスの利用場面などの社会生活における意思決定支援の確保が重要である。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(意思決定支援の普及・啓発)

- 意思決定支援の基本的な考え方を普及・啓発するための取組み(2-4-1)
- 社会福祉法に意思決定支援への配慮が盛り込まれたことや、「本人の声」を起点として意思決定支援が行われるべきであることなどについての理解浸透のための取組み(2-4-2)
- これまで以上に実践的に意思決定支援を浸透させるための取組み(2-4-3)

(意思決定支援の確保)

- 専門職とは異なる生活者の視点を持つ地域住民や当事者の参画の在り方(2-4-4)
- 適切に意思決定支援を行うための、本人の意向、価値観、選好を共有できるような方策(2-4-5)
- 支援者とは異なる、相互牽制的な立場での意思決定支援など、意思決定支援をより確実に確保するための仕組み(2-4-6)
- 意思決定支援は本人の権利を保障するものであることを踏まえた対応(2-4-7)

(担い手の育成)

- 市民後見人養成研修修了者等が意思決定支援を含む地域の権利擁護支援において活躍できるための仕組み(2-4-8) ₅

論点整理⑤

都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

全国どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、市町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するなど、地域における権利擁護支援体制の整備を推進する必要がある。ただし、小規模市町村においては、専門職が不足していること等により、市町村単独では地域権利擁護相談支援センターの設置や必要な機能の確保が難しく、地域連携ネットワークづくりに課題が生じている地域もある。都道府県による広域的・専門的な支援、機能の補完、圏域単位での関係機関調整等が重要となる。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

（都道府県の支援機能）

- どのような場面でどのような支援が求められるかを明確化することや、課題を抱える市町村へのアウトリーチ支援など、都道府県による市町村支援機能の発揮を更に促していく方策(2-5-1)
- 意思決定支援を行う地域の権利擁護支援の担い手の育成等の機能を補完するなど、市町村における取組を補う方策(2-5-2)
- 地域権利擁護相談支援センター未設置の市町村への広域設置の調整、家庭裁判所との広域的な連携調整等の取組み(2-5-3)
- 都道府県職員の、市町村の福祉現場の実態を踏まえた対応力の向上や、都道府県内の各部署の連携の推進(2-5-4)
- 都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、都道府県、市町村の連携の推進(2-5-5)
- 都道府県において、専門アドバイザーを有効に活用するための方策(2-5-6)

論点整理⑥

地方公共団体による行政計画等の策定について

地域の実情に応じた権利擁護支援体制の整備を計画的に推進するためには、地方公共団体における行政計画の策定が重要である。計画の策定に当たっては、地域課題と目指すべき姿を明らかにするため、必要となるデータの収集や関係者による検討作業が必要になるところ、特に小規模な市町村においては、こうした業務負担から計画の策定や更新が十分に行われない状況も散見される。行政計画の策定以外の場面についても、新しい補助の制度の運用に当たって新たな業務が生じることが見込まれることに鑑みれば、市町村の業務負担に配慮し、負担軽減のための取組みを支援していくことが重要となる。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

- 行政計画の実質的かつ効果的な形での策定を促進するための方策(2-6-1)
- 市町村及び地域権利擁護相談支援センターの負担軽減の方策(2-6-2)
- 市町村計画について、補助の制度の利用終了後の総合的な権利擁護支援の重要性も踏まえ、数値目標にとどまらず、権利擁護支援策の質や権利擁護支援の地域連携ネットワークが実質的に有している機能を評価する観点からの、見直しの在り方(2-6-3)
- 地域における包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークとの関係なども踏まえた行政計画の策定の在り方(2-6-4)
- 福祉関係の他の行政計画と一体的に検討・策定する等の柔軟な対応を可能とするための方策(2-6-5)